

報告第16号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	平成31年3月29日	77,220円	足立区古千谷本町在住者	平成31年1月17日及び同年2月2日、足立区立諏訪木第一公園内の樹木の根が、相手方所有の集合住宅の柵に侵入し、これを詰ませたことにより、汚水をあふれさせ、相手方に当該根の除去作業の費用を負担させる損害を与えた。
2	平成31年4月8日	4,669円	足立区江北在住者	平成31年2月28日午後4時頃、足立区立鹿浜菜の花中学校野球部の活動中、打ったボールが相手方宅

			の屋根に当たり、当該屋根の一部を破損する損害を与えた。
--	--	--	-----------------------------